

大田市環境基本計画



平成26年3月

大 田 市



大田市マスコットキャラクター
「らとちゃん」
©2012 大田市 K108

おおだの誇れる自然環境を未来へつなげよう

おおだの素晴らしい自然をあげれば、三瓶山、石見銀山はもとより、琴ヶ浜をはじめとした日本海海岸など、枚挙にいとまがありません。

まず、三瓶山は、大田市民の原風景というべき存在です。昭和38年に国立公園に指定され、50周年の節目を迎えた今年度は、様々な記念事業を行ったところです。自然科学的な価値はもちろんですが、昔のなつかしい写真を拝見し、また地元の方々のお話を伺う中で、三瓶山がいかに愛され、人々の営みの一部であったのか、そして、その象徴的な存在が、草原であることを再認識しました。



かたや石見銀山は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」として平成19年に世界遺産に登録され、6年が経過しました。登録決定の場に立ち会ったものとして、“環境に配慮し、自然と共生した鉱山運営”が、世界の人々に高く評価されたことを今でも強く記憶しています。

現在、地球温暖化や大気汚染をはじめとした地球規模での環境問題が顕著化しています。また、国内では、東日本大震災とそれに伴う原子力発電所事故の発生により、私たちの環境に対する考え、ライフスタイルのあり方が問われています。

当市においては、少子高齢化などの様々な課題を抱えているところですが、豊かな自然、先人から伝わる知恵や技、そして人々のつながりを財産として、活力あるまちづくりを進めるチャンスでもあると考えています。

このたび、「歴史輝き 人と自然が共生するまち おおだ」をめざす環境像に掲げ、自然と共生し持続可能な社会を構築すべく、大田市環境基本計画を策定しました。

本計画の策定にあたりまして、多大なご尽力をいただきました大田市環境審議会委員の皆様をはじめ関係者の皆様に対し、心よりお礼を申し上げます。

環境をテーマとした幅広い内容のこの計画の推進にあたりましては、市民・事業者の皆様と手を携えながら、継続的に取り組んでいく必要があると考えております。皆様の、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

大田市長 竹 腰 創 一

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1、計画策定の目的	4
2、計画の位置づけ	4
3、計画の期間	4
4、計画の対象	5

第2章 環境をめぐる動き

1、国内の動き	6
2、島根県の動き	6
3、大田市の動き	7

第3章 大田市の環境の現状と課題

1、大田市の概況	9
2、大田市の環境の現状と課題	12

第4章 大田市のめざす環境像と基本目標

1、めざす環境像	16
2、基本目標	16

第5章 目標達成に向けた施策の推進

1、施策の体系	17
2、施策の推進	18
1) 快適環境「歴史と文化のかおるまち」	18
1-1 地域景観の保全	18
1-2 市街地景観の保全・形成	19
2) 自然環境「人と自然が共生するまち」	20
2-1 自然環境の保護	20
2-2 営みと保全	21
3) 生活環境「健康に暮らせるやすらぎのまち」	23
3-1 水質の浄化	23
3-2 公害防止	24
4) 循環型社会の構築「みんなで築く循環型のまち」	25
4-1 ごみの減量化	25
4-2 適正処理	26

5) 地球環境の保全「地球にやさしいまち」	27
5-1 地球温暖化防止	27
5-2 環境と経済の両立	28
6) 環境保全活動「環境意識を育て、ともに行動するまち」	29
6-1 環境学習	29
6-2 保全活動	29

第6章 「市民」「事業者」「行政」の取り組み

1、市民の取り組み	31
2、事業者の取り組み	32
3、行政の取り組み	32

第7章 計画の推進

1、組織体制	33
2、進行管理	33

資料編

環境審議会開催状況・委員名簿	35
大田市環境審議会条例	36
用語解説	37
気象の状況（気温、降水量、日照時間）	43
島根県下の大気の状態	44
海水浴場・河川の水質検査結果	45
都市公園一覧	47
文化財一覧	48

※表紙の写真は、平成25年度三瓶山国立公園指定50周年フォトコンテストにおいて、最優秀賞を受賞した作品、「浮布池の主」（河野将幹さん撮影）です。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

当市は、島根県のほぼ中央部に位置し、海岸部・平野部・山間部と様々な地形が入り組んだ広い行政区域を有しており、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」などの歴史・文化遺産や国立公園三瓶山、鳴り砂の琴ヶ浜等に代表される美しい海岸などの豊かな自然に恵まれています。

当市においては、この様なすばらしい自然環境が美しい景観を形成しており、重要な観光資源として活用されています。私たちは、これらの歴史・文化遺産や豊かな自然の恵みを受けて、社会経済活動を行ってきました。

また、水や大気などの生活環境の保全やごみ処理などの地域固有の課題から、地球温暖化をはじめとした地球規模の課題まで、私たち一人ひとりが環境に配慮した視点を持つと同時に、地域社会が一体となった取り組みが重要となっています。

当市では、平成19年3月に「大田市環境基本計画」を策定し、めざす環境像「自然、歴史と共生し、未来につなぐ、環境のまち おおだ」の実現に向けた方向性や施策、「市民」「事業者」「行政」それぞれの取り組みや役割を明らかにすることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、東日本大震災を契機とした国のエネルギー政策の抜本的な見直しや急速に進む地球温暖化など環境をめぐる状況は大きく変化をしています。

また、当市においては、次期可燃ごみ処理システムの検討・構築などの新たな課題に取り組む必要が出てきました。

三瓶山や石見銀山遺跡に代表される当市の自然や歴史は、世界に誇れる貴重で重要な資源です。このかけがえのない豊かな環境を、将来にわたって守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

こうした状況の中、前計画が平成25年度に終了することから、当市の自然・地域特性や環境特性などを踏まえ、自然と共生する持続可能な社会の構築をめざして、新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、「大田市総合計画」を環境保全面から具体化するものとして位置づけます。

めざす環境像の実現に向けた施策の方向性と、市民・事業者・行政の行動の指針を示すものとしします。

3 計画の期間

1) 計画期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度の10年間とします。

2) 計画の見直し

社会情勢の変化、環境に係る科学的知見の進展など、計画期間中に見直しが必要となった場合、大田市環境審議会に諮問し、見直しを行うものとします。

4 計画の対象

1) 計画の対象となる地域

この計画の対象地域は、大田市の行政区域内とします。また、行政区域を越えての取り組みが必要となる課題については、近隣自治体との連携を積極的に進めるものとします。

2) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、下記の6点とします。

計 画 の 対 象

- | | |
|--------------|--------------|
| (1)「快適環境」 | 身近な緑や景観など |
| (2)「自然環境」 | 森林や水辺、生き物など |
| (3)「生活環境」 | 水や大気、公害など |
| (4)「循環型社会構築」 | ごみ減量・リサイクルなど |
| (5)「地球環境」 | 地球温暖化など |
| (6)「環境保全活動」 | 市民の自主的な取り組み |



深い緑に囲まれた石見银山（大森）

第2章 環境をめぐる動き

1 国内の動き

当市が前計画を策定した平成19年3月以降、わが国においては、環境に関して様々な動きがありました。

平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」では、現在の地球環境の危機として、①地球温暖化の危機、②資源の浪費による危機、③生態系の危機を挙げ、これらの危機を克服し、持続可能な社会を構築するためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現に向けた統合的な取り組みの展開が必要であるとしています。

循環型社会の構築に関しては、平成20年3月に「第2次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、3R「Reduce（発生抑制）」「Reuse（再使用）」「Recycle（再生利用）」の徹底など循環型社会の形成に向けた施策の方針が示されました。

自然環境の保全に関しては、平成22年3月に「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定されました。また、同年10月には愛知県で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が開催され、愛知目標や名古屋議定書が採択されました。

地球温暖化対策については、平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議（COP3）」において採択された京都議定書を受け、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、様々な取り組みが進められてきました。また、平成25年11月には、温室効果ガス削減目標として、2020年（平成32年）に「05年（平成17年）比3.8%減」を決定しました。

平成23年3月、未曾有の災害である東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の事故が発生しました。この事故を契機として、我が国のエネルギー政策は抜本的な見直しを迫られており、再生可能エネルギーの割合を一層高めるなどの気運が高まっています。

そして、平成24年4月には、国の「第四次環境基本計画」が策定され、環境行政の目指すべき持続可能な社会の姿を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけられました。

また、平成23年6月には、国民一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、協働による取り組みの推進を図るため、「環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律（環境教育等推進法）」が施行されています。

2 島根県の動き

島根県においては、平成23年3月に「第2期島根県環境基本計画」を策定しました。

自然環境については、平成22年3月にラムサール条約湿地に登録された宍道湖・中海の水環境保全に向けた「第5期湖沼水質保全計画」（平成21年度～平成25年度）を策定しました。また、同時期に「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、生物多様性の確

保などを推進しました。

また、市内には県立三瓶自然館や三瓶小豆原埋没林公園が整備され「生きた自然の博物館（フィールドミュージアム）」として、様々な自然体験学習の場や機会などが提供されています。

地球温暖化・エネルギー問題については、平成20年6月に「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定し、再生可能エネルギーの導入を推進しました。また、平成23年3月に「島根県地球温暖化対策実行計画」を策定し、「しまねCO₂ダイエット作戦」などにより地球温暖化対策に取り組んでいます。

循環型社会の構築については、平成23年3月に「第2期しまね循環型社会推進計画」を策定し、循環型社会の構築に向けて施策が展開されています。

3 大田市の動き

当市では、平成18年12月に策定した「大田市総合計画」により、市民と行政による協働のまちづくりを基本とし、石見銀山遺跡、三瓶山や琴ヶ浜に代表される海岸をはじめ、豊かで魅力ある地域資源を活用しながら、「自然・歴史・ひとが光り輝く だれもが住みよい県央の中核都市」の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。

石見銀山遺跡は、環境に配慮し、自然と共生した鉱山経営を行っていたことが特に評価され、平成19年7月に「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産に登録されました。

持続可能な地域づくりを進めるため、パークアンドライド方式や路線バスにハイブリッドバスを導入するなど「遺跡と自然と人が調和」した取り組みを展開してきました。

このような中、環境分野における取り組みとしては、平成21年3月に「大田市自然環境保全条例」を改正し、希少動植物の保護に関する規定を追加しました。現在、三瓶山や大江高山を中心に絶滅の危機にある3種の動植物を指定し、捕獲や採取を禁止するとともに、関係機関や環境保全団体と連携し保護や生息環境の保全に努めています。

地球温暖化防止の取り組みについては、平成22年3月に「大田市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、同年9月から賛同する事業者の協力を得て、レジ袋の無料配布中止（マイバッグ運動）や省エネルギー対策を推進するなど、温室効果ガスの削減に取り組みました。また、平成21年6月からは、再生可能エネルギーの普及促進を図るため太陽光発電施設の設置者に対して補助を開始しました。

循環型社会の構築については、平成23年3月に容器包装リサイクルセンターが竣工し、同年4月からは、市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、ごみの減量化とリサイクルの推進につながっています。平成24年6月には、新たな不燃物処分場（最終処分場）の建設に着手しました。

また、三瓶山は、昭和38年4月10日に大山隠岐国立公園の一部として指定されてから、平成25年に50周年の節目を迎えました。そこで、当市をはじめ、県や隣接自治体など関連団体と「三瓶山 国立公園指定50周年記念事業」の実行委員会を組織し、「自然環境の保護・継承」「地域振興」「観光振興」をテーマに、様々なイベントや事業が展開されました。

今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、環境保全の主役となる市民、事業者と行政の連携・協働により、当市の豊かな自然環境を守り、育て、活用しながら、将来にわたり共生していくことが求められています。



国立公園指定当時の三瓶山

第3章 大田市の環境の現状と課題

1 大田市の概況

1) 自然・地理的概況

当市は、島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町、美郷町、川本町に接し、北部は日本海に面しています。

総面積は436.12km²で、海岸線は46kmに及び、平坦部から山間部へと奥深い行政区域を有しています。南東部には標高1,126mの大山隠岐国立公園に属する三瓶山、南西には標高808mの大江高山があり、これらを主峰とする連山に囲まれた山間傾斜地が多く複雑な地形を呈しています。

河川は、三瓶川及び静間川のいずれも流路延長が長く、山間地を縫うように流れており、この流域に耕地が開け、市街地が形成されています。

気候は、日本海型気候に属し、比較的温暖ではあるが、山間地域と平坦地域ではかなりの温度差があります。

また、地質的には白山火山帯に属することから、三瓶温泉や温泉津温泉など多くの温泉資源に恵まれています。

2) 社会特性

(1) 人口・世帯数

当市の平成22年国勢調査における総人口は37,996人で、5年前に比較すると2,707人（減少率6.7%）の減少になっています。

年齢3区分別人口では、0～14歳は4,372人（総人口に占める割合は11.5%）、15～64歳は20,456人（同53.8%）、65歳以上は13,162人（同34.6%）で、高齢者の割合が非常に高くなっています。

また、0～14歳の人口は昭和60年に比べて半減しており、少子高齢化が著しく進行しています。

◆人口及び世帯数の推移

単位：人、世帯

項目	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	15,368	15,224	15,069	14,986	14,804	14,312
総人口	49,277	47,291	44,953	42,573	40,703	37,996
0～14歳	9,382	8,322	7,138	5,848	5,009	4,372
15～64歳	30,310	28,120	25,595	23,487	22,337	20,456
65歳以上	9,585	10,824	12,220	13,238	13,357	13,162
年齢不詳	—	25	—	—	—	6

資料：国勢調査

(2) 産 業

当市の平成22年国勢調査における就業者数は17,951人で、総人口の減少に伴い、その数も減少傾向にあります。産業別人口では、第1次産業及び第2次産業が減少傾向で、第3次産業についても、近年、人口減少に伴い横ばいから減少傾向に転じています。

第1次産業のうち農業については、農業就業者の高齢化、後継者不足等が深刻で、農業、林業の就業人口の減少は、耕作地、森林の荒廃につながり、環境への影響が懸念されています。また、イノシシ等の有害鳥獣による被害など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

第2次産業については、地場産業である瓦産業や、弱電部品製造業、自動車部品製造業、人工皮革製造業などの誘致企業が、当市の製造業を牽引してきましたが、平成20年秋のリーマンショックによる世界的な景気後退や、平成22年の欧州における金融不安を端とする急激な円高などの影響を受けました。一部の業種で回復基調にあるものの、厳しい状況が続いています。

第3次産業のうち商業については、郊外型大型店舗の進出などにより商店数が減少し、商店街の空洞化・衰退化が生じています。しかし、全体としての就業人口割合で見ると6割を超え、第3次産業への移行が顕著となっています。

◆産業別就業者数

単位：人

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就 業 者 数	25,527	23,803	23,033	20,893	19,607	17,951
第1次産業	6,332	4,903	4,481	3,010	2,468	1,985
第2次産業	7,705	7,690	7,224	6,544	5,309	4,765
第3次産業	11,483	11,205	11,326	11,332	11,804	11,130
分類不能	7	5	2	7	26	71

資料：国勢調査

◆商店総数の推移

単位：店

区 分	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商 店 数	951	878	882	832	793	698

資料：商業統計調査結果書

(3) 土地利用・地域特性

当市の平成25年1月1日現在の土地利用状況は、宅地が9.81km² (2.2%)、田・畑が42.76km² (9.8%)、山林が240.4km² (55.1%)、雑種地が5.49km² (1.3%)、その他(原野等含む)が137.66km² (31.6%)となっています。(統計おおだ平成24年版)

地域内には日本海に面する46kmに及ぶ海岸線があり、砂浜と岩場が交互に存在し、砂浜では鳴り砂の琴ヶ浜、県指定天然記念物のハマナス自生西限地の近藤ヶ浜等が、岩場では、掛戸松島、国指定天然記念物波根西の珪化木、櫛島、韓島などがあり、美しい景観を呈しています。

山間部では、白山火山帯に属する三瓶山周辺が自然公園法により国立公園に指定され、公園区域に隣接する三瓶町多根小豆原地区で、この三瓶山噴火により形成された埋没林が、国の天然記念物に指定されています。

また、三瓶山周辺・海岸一帯を環境保全地域に、県営三瓶ダム上流地域を水道水源保護地域に指定しています。

さらに、世界遺産登録された石見銀山遺跡が大森町を中心に温泉津町、仁摩町に広がり、文化財保護法による保護(指定・選定)は、史跡、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区の3種で行われています。



美しい海岸線

2 大田市の環境の現状と課題

現計画は、平成19年から25年までの7年間を計画期間とし、平成19年3月に策定されました。

この計画においては、めざす環境像として「自然、歴史と共生し、未来につなぐ、環境のまちおおだ」を掲げ、「自然と共存できるまち」「心豊かに暮らせるまち」「環境意識を育て、地球に優しいまち」の3つの基本目標と、快適なまちづくり、自然環境の保全と再生、生活環境の保全、廃棄物対策、環境保全活動、地球環境保全の6つの基本テーマを設け、各施策に取り組んできました。

この間、当市においては、平成19年に石見銀山遺跡が「自然との共生」をキーワードに世界遺産に登録される中、希少動植物保護条例の制定やごみ減量化の推進などの成果がありました。

一方で、地球温暖化対策における再生可能エネルギーの推進や市民レベルでの取り組みの推進をより一層進めていかなければなりません。

以下、基本テーマごとに取り組みの現状と課題を述べます。

1) 快適なまちづくり

地域景観の保全、自然景観の保全、市街地景観の保全形成、身近な環境への配慮について、取り組んできました。平成21年には、大田市景観条例を制定し、当市の個性的で優れた景観の継承及び保全を総合的に推進しています。

特に、石見銀山遺跡については、遺跡や町並みの保存整備とともに、周辺景観との調和に配慮しながら活用をすすめています。また、パークアンドライド方式を導入し、周辺環境や地域住民の生活に配慮した「歩く観光」のスタイルが定着しています。

当市の基幹産業である瓦は、古くから住宅建築に活かされており、赤瓦のある風景は、石見地方独特の景観を形成しています。また、西田のヨズクハデなど、郷愁漂う農村風景に触れることもできます。

これらの景観は、長い歴史の中で先祖から受け継がれてきたかけがえのない景観ですが、私たちの生活スタイルの変化に伴い、失われようとしています。

2) 自然環境の保全と再生

平成21年に「大田市自然環境保全条例」により希少動植物を指定し、現在ギフチョウ、イズモコバイモ、ウスイロヒョウモンモドキの3種がその対象となっています。

また、平成22年に制定された「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」では、市内に生息する希少動植物のうち、ダイコクコガネ、ミナミアカヒレタビラが指定されています。

三瓶山や大江高山周辺地域を中心に、関係機関・環境保全団体や地元小学校と連携し、これらの動植物の保護と生息環境の保全に努めてきました。

希少動植物の中には、ここ数年、個体が確認されていないものや個体数が著しく減少して

いるものもあるため、今後は、より一層生息環境の保全に努めます。また、指定種の拡大についても検討する必要があります。

三瓶山は、平成25年に大山隠岐国立公園の一部として指定されてから50周年の節目を迎えました。そこで、当市をはじめ、県や隣接自治体など関連団体と「三瓶山 国立公園指定50周年記念事業」の実行委員会を組織し、「自然環境の保護・継承」「地域振興」「観光振興」をテーマに、様々なイベントや事業が展開されました。

これを契機として、三瓶山の恵まれた自然環境の保護や次世代への継承について、継続した取り組みが必要です。

山林については、木材価格の下落等により、山林所有者の経営意欲が減退し、適正管理が行われず荒廃が進んでいます。

海岸線には、鳴り砂の琴ヶ浜や県指定天然記念物のハマナス自生西限地の近藤ヶ浜等があり、それぞれ地元ボランティア団体や小学校の愛護少年団により、保全活動が行われています。



近藤ヶ浜に咲くハマナス

3) 生活環境の保全

水質の浄化、海岸環境・海洋水質の保全、大気汚染・騒音・振動・悪臭防止対策に取り組んできました。

市内の海水浴場は良好な水質が保たれている一方、河川や湖沼の水質は環境基準を超えることがあります。

下水道の整備については、平成19年度から供用開始し、市街地においても接続を進めていますが、本格的な普及はこれからです。

開発行為や畜産関連施設からの排水については、大田市、経済団体、関係する自治会や用水組合等で組織された「静間川等水質保全対策協議会」において、市内河川のパトロール及び発生源に対する指導を行っています。

海岸漂着物は、周辺国からの漂着も多く、減少はみられません。海岸管理者と連携して地元ボランティアなどを中心に回収されているのが現状ですが、引き続き、国に対して財源措置や関係国への働きかけについての要望が必要です。

鳴り砂の琴ヶ浜は、地元を中心に保全活動が行われており、平成23年には全国鳴砂サミットが開催されました。

また、大気汚染・騒音・振動・悪臭については、概ね良好に推移していますが、平成25年春からは、大陸飛来による健康被害が懸念される微小粒子状物質（PM2.5）による影響が問題となっており、今後の動向を注視する必要があります。

4) 廃棄物対策

ごみ減量化とリサイクルの推進及び適正処理システムの構築に取り組んできました。平成17年度からの7年間で、ごみ総排出量は約24%減るなどごみの減量化は着実に進んでいます。

広報活動やマイバッグ運動の推進等により排出抑制を進めるとともに、平成23年度には、従来の分別収集に加え、市内全域でプラスチック製容器包装の収集を開始しました。これにより、不燃ごみは約20%減少し、平成17年度と比較すると約50%減少しました。一方、可燃ごみについては、平成17年度比で約20%減少していますが、平成23年度から熱回収を目的としプラスチック類の収集区分を不燃ごみから燃やせるごみに変更したことにより近年は微増傾向にあります。

平成24年6月には、新不燃物処分場（最終処分場）の建設に着手し、平成27年3月末の完成を目指しています。

この施設は、環境と安全に配慮した屋根や壁に覆われた「被覆型」であり、建物内にごみを埋め立てるときに、外に臭いやほこりの出ない衛生的な施設となります。さらに、周辺の景観にも配慮し、屋根には地元産の石州瓦を使用することにしています。

また、可燃ごみについては、平成15年1月より出雲市に委託し広域処理を行ってきましたが、平成24年11月に、出雲市は、次期施設を単独で建設し処理を行う意向を表明しました。（平成34年度末まで現施設稼働予定）

平成25年度において、一般廃棄物処理基本計画の策定（改定）作業に併せて、次期可燃ごみ処理システムの調査検討を行いました。

今後は、次期可燃ごみ処理システムの構築に向けての検討が必要です。

5) 環境保全活動

環境教育の推進や環境保全活動の充実に取り組んできました。

環境教育については、小学校におけるごみ処理施設の見学や社会科副読本の活用などにより推進に努めてきました。また、市内小中学校においては、県立三瓶自然館や三瓶小豆原理没林公園の自然環境学習や国立三瓶青少年交流の家の宿泊体験学習を活用しています。

公民館やまちづくりセンターの中には、積極的に環境学習に取り組むところもあります。

市内では、自治会やボランティア団体により、「市内一斉清掃」、「海岸一斉清掃」や「クリーン三瓶」、「クリーン銀山」などの様々な環境保全活動が取り組まれています。

また、市民の自主的な環境保全活動の推進を図るため、環境保全活動支援事業により支援を行い、平成24年度においては、5団体に対して助成をしています。

大田の自然を守る会やNPO法人緑と水の連絡会議など、精力的に活動を行う団体がある一方で、会員の減少や高齢化が課題となっている団体もあります。

環境保全活動は、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、市民と行政による協働のまちづく

りにより「めざす環境像」を実現するためには大変重要であり、より一層の育成・支援が必要です。

6) 地球環境保全

省エネルギー・省資源の推進、新エネルギーの利用促進、地球温暖化防止に取り組んできました。

省エネルギーについては、東日本大震災以降、国をあげて取り組んでいます。電力需要については減少傾向ですが、広報活動等により省エネ対策を進めています。

新エネルギーについては、太陽光発電施設設置に補助を行っていますが、加えてバイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの普及について検討しています。

市では、行政が率先して環境に対する取り組みを進めることとしており、これまでに、公用車へハイブリッドカー・電気自動車の導入や市内の小中学校へ太陽光発電施設を設置するなど、積極的に省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及に取り組んできました。

地球温暖化対策については、平成22年3月に「大田市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

平成21年に、住民・事業者・行政を会員として設立された大田市地球温暖化対策地域協議会の活動を中心に、地球環境に優しいライフスタイルの定着を目指して取り組んでいます。



久手小学校体育館の太陽光パネル (20kw)

第4章 大田市のめざす環境像と基本目標

1 めざす環境像

自然のあふれる大田市にあって、特に、国立公園「三瓶山」と世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」のもつ、その豊かな自然と深い歴史は、国内はもとより世界に誇れるものです。そして、いずれもその歴史をたどれば人と自然との‘共生’を示す貴重な存在でもあります。このことを踏まえ、めざす環境像は、次のとおりとします。

【めざす環境像】

歴史輝き 人と自然が共生するまち おおだ

2 基本目標

めざす環境像の実現に向けて、次の6つの基本目標を定めます。

1) 快適環境「歴史と文化のかおるまち」

歴史的景観の保全と活用をすすめるとともに、うるおいのある快適なまちを目指します。

2) 自然環境「人と自然が共生するまち」

恵まれた自然環境を保全し、希少動植物の保護などを通じて、自然と共生するまちを目指します。

3) 生活環境「健康に暮らせるやすらぎのまち」

水質汚濁・大気汚染・騒音・振動・悪臭問題などによる被害を防止し、人々が安心して健康的に暮らせるまちを目指します。

4) 循環型社会の構築「みんなで築く循環型のまち」

ごみの減量化やリサイクルを推進します。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の生活様式を見直し、「もったいない」を合言葉に、循環型社会の構築を目指します。

5) 地球環境の保全「地球にやさしいまち」

省エネルギーと再生可能エネルギーの普及を進めます。一人ひとりが地球規模での視点を持ちながら、環境負荷の少ないライフスタイルを目指します。

6) 環境保全活動「環境意識を育て、ともに行動するまち」

普及啓発活動や環境保全団体の支援などを通じて、市民一人ひとりが環境意識を育み、行動するまちを目指します。

第5章 目標達成に向けた施策の推進

1 施策の体系

環境像	基本目標	施策の柱
歴史輝き 人と自然が共生するまち おおだ	1) 快適環境 「歴史と文化のかおるまち」	1-1 地域景観の保全
		1-2 市街地景観の保全・形成
	2) 自然環境 「人と自然が共生するまち」	2-1 自然環境の保護
		2-2 営みと保全
	3) 生活環境 「健康に暮らせるやすらぎのまち」	3-1 水質の浄化
		3-2 公害防止
	4) 循環型社会の構築 「みんなで築く循環型のまち」	4-1 ごみの減量化
		4-2 適正処理
	5) 地球環境の保全 「地球にやさしいまち」	5-1 地球温暖化防止
		5-2 環境と経済の両立
	6) 環境保全活動 「環境意識を育て、ともに行動するまち」	6-1 環境学習
		6-2 保全活動



国立公園指定50周年を迎えた三瓶山

2 施策の推進

1) 快適環境「歴史と文化のかおるまち」

1-1 地域景観の保全

(1) 施策の方向性

当市の歴史、自然や集落景観は、長い歴史の中で、人と自然が培ってきたものであり、「大田市景観条例」に基づき、美しい景観に誇りと愛着を持ち、守り、育みながら次の世代に引き継ぎます。

石見銀山遺跡では、文化財保護法に基づき、国の史跡・重要文化財・重要伝統的建造物群保存地区の指定・選定がなされており、また、その周囲約3,134haは、市の石見銀山景観保全地域に指定されています。この文化資源やそれらを取りまく豊かな自然環境を一体的に保全・活用しながら、その景観を守ります。

なお、町並み保存事業による整備率について、次のとおり目標数値を設定します。

◆数値目標設定項目

項目	現状値 (H24年度)	中間目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	備考
整備率(%) 大森銀山地区	54.2	59.2	62.9	
温泉津地区	25.8	34.9	42.8	

※整備率＝整備済み特定物件数／地区内特定物件数

(2) 施策・事業

- 「大田市景観計画」に沿って、率先して景観の配慮に努めます。
- 石見銀山遺跡については、世界的遺産にふさわしい遺跡及び周辺地域として「文化財保護法」及び市条例により景観との調和を図りながら保全に努めます。
- 大森銀山と温泉津の伝統的建造物群保存地区では、町並み保存事業を継続実施します。
- 温泉津温泉地区の景観対策として、無電柱化・道路の美装化を実施します。[新規]
- 石見銀山地域における「歩く観光」スタイルを引き続き推進します。
- 石見銀山史跡地内での、ハイブリッドバスやベロタクシー、自転車など、環境負荷の少ない交通手段を利用した観光を進めます。
- 世界遺産センター、熊谷家住宅等の施設においては、体験型学習の場として、小中学生の受け入れなど、活用を図ります。
- 竹林の拡大や松枯れにより荒廃した世界遺産域内の森林について、企業やNPOと連携し、住民参加型の森づくりを進めます。

- 西田ヨズクハデや定め松をはじめとした天然記念物（文化財）の保護に継続して取り組みます。
- 農村・漁村・山村の地域環境を維持するため、耕作放棄地の拡大防止、遊休農地における放牧、森林の複層林化、海岸の美化に努めます。



ヨズクハデ：稲を天日干しにする姿がヨズク（フクロウ）に似ている

1-2 市街地景観の保全・形成

(1) 施策の方向性

市街地においては、身近な緑や公園は、子供たちの遊び場や市民の憩いの場として利用されています。

市街地景観の形成については、うるおいのある快適な生活空間づくりを目指します。

(2) 施策・事業

- 都市公園等は、周辺環境との調和に配慮し、適正に管理を進めます。
- 建築工事等の設計・施工時には環境に配慮した工法を検討します。
- 屋外広告等が景観の阻害要因とならないように「島根県屋外広告物条例」に基づき、設置等に配慮するよう指導します。
- 公共施設周辺へ、市民と協働して植樹を進めます。[新規]



大森銀山の町並み

2) 自然環境「人と自然が共生するまち」

2-1 自然環境の保護

(1) 施策の方向性

私たちの身近にある山・里・川・海などは、日常生活に安らぎやうるおいを与えてくれるかけがえのないものです。この恵まれた自然環境を保全し、自然と共生するまちを目指します。

三瓶山は国立公園に指定されて50周年の節目を迎え、その価値を再認識したところです。特に草原は古くからの火入れ、放牧、採草など人の営みにより維持され、人と自然の共生を示す象徴的な存在です。そこには多様な動植物が生息しており、人々の憩いの場として様々な価値が見直されています。

なお、大田市指定の希少動植物の種数について、次のとおり目標数値を設定します。



春の風物詩となっている三瓶山西の原の火入れ

◆数値目標設定項目

項目	現状値 (H25年度)	中間目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	備考
指定種数	3	6	8	

【大田市指定希少動植物】



ウスイロヒョウモンモドキ



ギフチョウ



イズモコバイモ

(2) 施策・事業

- 「自然公園法」「大田市自然環境保全条例」により良好な自然環境の保全に努めます。
- 三瓶山では放牧等により草原の保全、再生に努めます。
- 大田市条例指定の希少動植物（ウスイロヒョウモンモドキ、ギフチョウ、イズモコバイモ）について、保護に努めます。さらに、指定種の拡大に取り組みます。
- 希少な動植物が棲息・生育している三瓶山、大江高山周辺やハマナス自生西限地の近藤ヶ浜は、関係機関・環境保全団体や地元小学校と連携し、生息環境の保全に努めます。
- 私たちの身の回りにいる多様な動植物が棲息できる環境の保全に努めます。
- 人と自然の共生の場であった里山は、生物多様性の宝庫であり、ふるさとの原風景として、保全と活用を図ります。
- 海岸漂着ごみの回収処理については、海岸管理者や住民と連携を図りながら実施します。
- 海岸漂着ごみの削減に向け、国・県に対しに防止対策と回収費用の負担を要請します。
- 鳴り砂の琴ヶ浜の文化財指定について、調査検討します。[新規]
- 公共工事等の設計・施工時には環境に配慮した工法を検討します。
- 河川・水路等の整備には、生物多様性が確保できる工法を検討します。
- 河川の整備にあたっては、水生植物による河川の浄化等、自然能力が十分発揮できる工法を検討します。
- 河川において床止め等の構造物を設置する場合は、魚類の遡上等を妨げないように配慮します。

2-2 営みと保全

(1) 施策の方向性

人が触れないことにより守られる自然がある一方、人の営みの中で守られる自然もあります。当市の自然の多くは人の営みの中で形成されてきたものあり、これらを活用し、環境に配慮した経済活動、生産活動に取り組みます。

豊かな自然や地域固有の資源を活かした観光や環境に配慮した農業などを推進します。また、山林は、「大田市森林整備計画」に基づき、適正な管理と活用を進め、環境保全や水源涵養など森林の持つ多面的な機能を維持しながら、循環型林業の構築を目指します。

(2) 施策・事業

- 県立三瓶自然館や三瓶小豆原埋没林公園、三瓶山周辺の温泉、キャンプ場、宿泊体験施設など自然の恵みを活かした観光を推進します。
- 豊かな自然を活かした観光商品の支援に取り組みます。

- 三瓶山の草原を活かしたスポーツ施設として、クロスカンントリーコースを活用します。
- 豊かな自然などを活用しての田舎体験等、「グリーンツーリズム」を通じての、交流人口の拡大・定住促進を図ります。
- 農業農村整備事業における環境への配慮事項や、整備計画をまとめた田園環境整備マスタープランに基づき、農村環境の保全に取り組めます。
- 三瓶ダム上流部の森林については、水源涵養能力を高めるため、保安林指定をめざします。
- 農林関連機関・団体等と連携し、農用地の保全と適正管理、耕作放棄地の減少に努めます。
- 農林関連機関・団体等と連携して、減農薬、減化学肥料栽培の啓発と普及を図ります。
- 農作物の鳥獣による被害については、駆除・防除両面からの対策に取り組めます。
- 環境保全や水源涵養など森林が持つ多面的機能を保持しながら、適正な保育施業等を進めます。
- 豊かな森林資源を生かす林業・林材産業の活性化を図るため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業の実現を目指します。
- 水産資源については、育苗放流による資源確保に引き続き努めます。
- 農業用ため池における、地元農業関係者の外来魚駆除の取り組みを支援します。



3) 生活環境「健康に暮らせるやすらぎのまち」

3-1 水質の浄化

(1) 施策の方向性

緑豊かな山々は清らかな河川を育み、清らかな河川は豊かな海を育みます。

静間川をはじめとした市内の河川は、農業用水等の供給源であるとともに、生物の生息場所としての役割を担っています。

私たちは、清らかな水を守り、快適でやすらぎのある生活環境づくりを目指します。

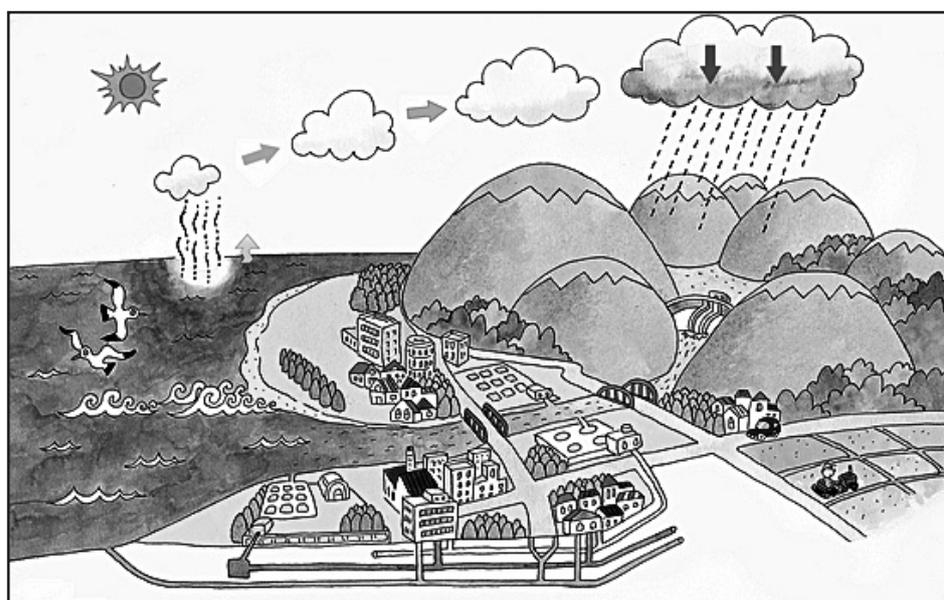
なお、汚水処理人口普及率については、次のとおり数値目標を設定します。

◆数値目標設定項目

項目	現状値 (H24年度)	中間目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	備考
汚水処理人口 普及率(%)	33.3	50.0	62.2	

(2) 施策・事業

- 「大田市下水道基本構想」に基づき、生活排水、工場・事業所の排水対策を進めます。
- 家庭や工場・事業所からの河川への汚濁負荷が少なくなるよう、啓発を進めます。
- 市内河川と事業所の排水について、公害防止（監視）のため水質検査を行います。
- 開発行為等による濁水の発生については、関係機関と連携し、監視活動等を行います。
- 河川パトロールや開発業者への適正管理要請を行う静間川等水質保全対策協議会の活動を支援します。
- 海洋水質については情報収集に努め、関係機関と連携した対応に努めます。



水の循環

3-2 公害防止

(1) 施策の方向性

私たちが、恵まれた環境のもとで健康に暮らせるために、さわやかな大気や静けさの確保などに取り組みます。

(2) 施策・事業

- 騒音・振動・悪臭防止対策については、発生源対策及び公害苦情処理等、関係法令に基づき対応します。
- 主要道路については、「自動車騒音監視5ヶ年計画」に基づき実態把握に努めます。
- 微少粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダント等の大気汚染物質について、注意情報が発信された場合は、速やかに情報を伝達するなど適切に対応します。
- 農林関連機関・団体等と連携して、農業排水・畜産公害対策に努めます。



4) 循環型社会の構築「みんなで築く循環型のまち」

4-1 ごみの減量化

(1) 施策の方向性

ごみ排出量は減少傾向であり、これまでの取り組みの成果が見られます。

平成25年8月、大田市一般廃棄物処理基本計画の策定作業の中で行ったごみ組成調査の結果を踏まえ、生ごみの減量化、プラスチック類の分別徹底などに取り組みます。

「もったいない」を合言葉に、住民や関係団体等と連携しながら、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、循環型社会の構築を目指します。

なお、ごみ排出量（一般廃棄物）については、次のとおり数値目標を設定します。

◆数値目標設定項目

項目	現状値 (H24年度)	中間目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	備考
ごみ排出量 (t/年)	10,671	9,621	8,970	

(2) 施策・事業

- 市民のごみ減量化に対する意識の高揚を図るための啓発を進めます。
- 関係団体との連携を強化し、販売店などにおけるレジ袋有料化（マイバッグ運動）、民間の資源の回収システムの利用促進等、減量化、再資源化の啓発・促進に努めます。
- ごみ減量化とリサイクルの促進に向けて「大田市生活環境問題連絡協議会」の活用を図ります。また、各自治会単位に廃棄物減量等推進員を引き続き配置します。
- 分別収集ステーション等の新築・修繕等について補助を継続します。
- 生ごみ堆肥化装置などへの補助を継続します。また、生ごみ減量化について調査検討します。[新規]
- 事業所系一般廃棄物の調査等を行い、関係団体と連携し、ごみの減量化及びリサイクルを促進します。[新規]
- プラスチック製容器包装の分別排出を徹底します。
- 小型家電、蛍光灯等のリサイクルについて検討します。[新規]

図：ごみ排出量の推移（単位：t）

※H18 指定ゴミ袋制度導入、H23 プラ容器分別収集開始

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	(対H17比)
資源物	1,441	1,736	1,660	1,531	1,449	1,452	1,530	1,319	(8%減)
(うちプラ容器)	(19.0)	(12.5)	(13.1)	(12.7)	(13.4)	(12.6)	(126.6)	(120.9)	
燃やせるごみ	9,921	7,860	8,322	8,133	8,111	7,749	7,965	8,006	(19%減)
不燃ごみ	2,669	2,004	2,029	1,934	1,800	1,697	1,672	1,346	(50%減)
合計	14,031	11,600	12,011	11,598	11,360	10,898	11,167	10,671	(24%減)

4-2 適正処理

(1) 施策の方向性

分別収集が浸透しごみの減量化が進む一方で、収集・運搬や処理施設などの面で新たな課題が発生しています。

収集体制の整備、次期可燃ごみ処理システムの構築など、ごみの適正処理に取り組みます。

(2) 施策・事業

- 高齢者等のごみ出しの困難な方への対策を検討します。[新規]
- 可燃粗大ごみについて、収集、処理への対応を検討します。[新規]
- 不法投棄について監視活動を強化するとともに、これらの防止に対する啓発を進めます。
- 次期可燃ごみ処理システムの構築を図ります。[新規]
- 「大田市環境にやさしい農業推進協議会」の取り組みなどと共に、農業用廃プラスチックの適正処理、リサイクルを進めます。



5) 地球環境の保全「地球にやさしいまち」

5-1 地球温暖化防止

(1) 施策の方向性

地球温暖化対策は、もっとも重大な環境問題ですが、その取り組みの効果が見えにくく地球規模での問題であるため、地方自治体においては取り組みが十分ではありません。

省エネルギーについては、市民一人ひとりが自らの問題としてとらえ、身近で、できることから積極的に取り組み、地球環境にやさしいまちを目指します。

再生可能エネルギーの推進は、地域経済やエネルギー問題の観点からも極めて重要な課題であり、積極的な導入と普及を図ります。

なお、温室効果ガス（CO₂）排出量については、次のとおり数値目標を設定します。

◆数値目標設定項目

項目	現状値 (H22年度)	中間目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	備考
CO ₂ 排出量 (t/年)	258,804	238,099	225,159	

※平成27年度を目途に大田市地球温暖化対策実行計画の策定（改定）を行い数値目標については再検討します。

(2) 施策・事業

- 「大田市地球温暖化対策地域協議会」については、組織体制の充実を図り、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進めます。
- 地球温暖化対策について、講演会の開催やケーブルテレビなどの活用により啓発を図ります。
- 環境家計簿や省エネルギー診断等の取り組みを普及促進します。
- アイドリングストップをはじめとするエコドライブ運動を進めます。
- グリーンカーテンやライトダウンキャンペーンの取り組みを推進します。
- 防犯灯や学校施設、市庁舎等の公共施設について、LED照明の導入を推進します。
[新規]
- 大田市地域新エネルギービジョン（平成20年2月策定）の実現に向け、具体的な調査検討を行い、太陽光、バイオマスなど当市の地域特性に適した新エネルギーの導入を促進します。
- 太陽光発電については、個人や事業所への設置が推進されるよう支援します。また、公共施設での、導入を推進します。
- プラグインハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車の導入を促進します。
- マイカー通勤の自粛を呼びかけ、公共交通機関の利用促進を図ります。ノーマイカー

デーの継続・拡充に努めます。

- 新市立病院の建設にあたっては、省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの利用を検討し、環境に配慮した設計を行います。[新規]

5-2 環境と経済の両立

(1) 施策の方向性

私たちが日常的に営む経済活動も、環境と深くかかわっています。商品購入の際は、環境に配慮した商品を優先的に購入することにより、間接的に環境保全に貢献することができます。

島根県では、余分な包装をしない、使った容器を回収する、再生商品の販売を推進するなど、ごみの減量、リサイクルに積極的に取り組んでいる店舗を「しまねエコショップ」として認定し、その利用をアピールしています。その存在を広く市民に周知するとともに、利用を促進します。

(2) 施策・事業

- エコマーク、グリーンマーク認定の環境負荷の少ない商品の購入を推進します。
- 「しまねエコショップ」を広く市民に周知するとともに、利用を促進します。
- 市は、「大田市グリーン購入調達方針」を策定し、全庁的に取り組みます。[新規]

平成25年度 島根県地球温暖化対策協議会ストップ地球温暖化メッセージ 最優秀賞

**「まあいいか。」その気持ちが地球温暖化
今すぐ始めようエコ大作戦
みんなが主役で、ストップ地球温暖化**

大田市立静間小学校 灰戸光輝さん作

6) 環境保全活動「環境意識を育て、ともに行動するまち」

6-1 環境学習

(1) 施策の方向性

当市の誇る自然環境などを保全し、未来へ引き継ぎ、めざす環境像を実現するためには、多くの市民が環境に関心を持つ必要があります。特に、次世代を担う子ども達については、自然体験や環境学習を通じて環境意識の醸成を図ります。

当市には、恵まれた自然環境と県立三瓶自然館などの環境学習に適した施設があり、これらを積極的に利用しながら、環境学習の機会の充実に取り組みます。

(2) 施策・事業

- 地球環境問題の現状や、環境負荷の少ないライフスタイルについての情報発信に努めます。
- 県立三瓶自然館などが実施する自然観察会や体験学習の活用を図ります。
- 生涯学習の一環として、全ての市民が環境について学習できるよう、公民館等の活用を図ります。
- 小中学校における環境教育の充実に努めます。また、幼児期から継続的に環境教育が実施できるよう、体制づくりに努めます。
- 小学校では大田市社会科副読本を活用し、環境教育の充実に努めます。また、ごみ処理施設を環境教育・環境学習の実践の場として活用します。
- 小中学校においては、県立三瓶自然館および三瓶小豆原埋没林公園を訪れ、これを利用した環境学習や、国立三瓶青少年交流の家を利用した宿泊体験学習に努めます。
- 山村留学センターにおいては、三瓶山周辺をはじめ、当市の自然や文化を活かした体験活動の機会を提供します。
- 三瓶山の国立公園指定50周年にあわせ制作した、ふるさと学習用冊子を、小中学校に配布し、活用に努めます。〔新規〕
- 「大田市食育推進計画」の推進にあたっては、食に関する学習を通して「もったいない」という心や、環境に配慮する気持ちを育みます。〔新規〕

6-2 保全活動

(1) 施策の方向性

めざす環境像の実現に向けては、市民一人ひとりが関心を持ち、市民・事業者・行政が連携し、協働して保全活動に取り組みねばなりません。

住民参加活動の機会を設けるとともに、環境保全活動の取り組みを、より一層支援・育成していきます。

なお、環境団体数については、次のとおり数値目標を設定します。

◆数値目標設定項目

項目	現状値 (H24年度)	中間目標値 (H30年度)	目標値 (H35年度)	備考
環境団体数	25	40	50	

※現状値は、大田市地球温暖化対策地域協議会団体会員と大田市環境保全活動支援事業実施団体を合算したもの。今後は、環境団体登録制度を設け、その登録数とする。

(2) 施策・事業

- 住民団体などが主体的に行なう環境保全活動を支援します。また、環境団体登録制度を設け、情報共有とネットワーク化を図ります。[新規]
- 県立三瓶自然館等の関係機関が行なう環境保全実践活動と連携し、環境保全意識の醸成に努めます。
- 「環境美化行動の日（市内一斉清掃）」や「海岸一斉清掃」「クリーン三瓶」「クリーン銀山」などの環境保全活動を、広く市民に呼びかけ実施します。
- 地元自治会等が結成する「道路・河川愛護団」の除草・清掃活動を支援します。
- 住民参画と協働のまちづくりの一環として、自然環境の保護・活用などを取り入れた活動を推進します。

【島根県立三瓶自然館サヒメル】

三瓶自然館は、三瓶山を中心に島根県の自然に関する展示、普及啓発活動、調査研究などを行う自然系博物館で、国立公園 三瓶山の自然にいだかれた立地が特徴です。

さまざまな工夫を凝らした展示、本格的な天文台、プラネタリウム等を上映するシアターを備え、大人から子供まで楽しむことができます。

また、本物の自然を活用して、学校活動等の自然体験や自然学習の場として利用することができます。

大山隠岐国立公園（三瓶山地区）のビジターセンターとしての機能も併せ持っています。



第6章 「市民」「事業者」「行政」の取り組み

1 市民の取り組み

私たちは、日常生活を営む中で、様々な形で身近な環境はもちろん、地球上の広い範囲にわたって影響を与えています。

まずは、日ごろから環境問題に関心を持ち、省エネルギーや環境負荷の少ない商品の購入など、身近なできるところから実践していかなければなりません。

また、大田市には恵まれた自然があり、自然観察会や環境保全活動への参加を通じ、自然の素晴らしさと同時に悪化しつつある現状を認識しながら、自ら保全活動を実践することが重要です。

環境に関する理解や認識を高め、日常生活を見直し、環境負荷の少ないライフスタイルに転換していくことが必要です。

【実践すべき取り組み】

- ① 三瓶山や石見銀山へ足を運んで、その素晴らしさを体験する。
- ② 「もったいない」を合言葉に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組む。
- ③ マイバッグを持参する。過剰包装より簡易包装を選ぶ。
- ④ 買い物の際は、エコマーク商品など、環境負荷の少ない商品を選択する。
- ⑤ 生ごみ堆肥化装置などを利用して、生ごみの減量化に取り組む。
- ⑥ 省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーを活用する。
- ⑦ 自家用車の利用は控え、利用の際は、アイドリングストップなどのエコドライブに取り組む。
- ⑧ 住宅の新築やリフォームの際は、省エネルギー型の設計に配慮するとともに地場産材の利用に努める。
- ⑨ 環境問題に対する意識を高めるため、環境学習の場に積極的に参加する。
- ⑩ 市や団体等が行う、環境保全活動に積極的に参加する。



マイバッグ運動推進キャラクター「れじびょん」

2 事業者の取り組み

事業者は、自らの事業活動が環境に与える負荷を十分認識し、公害を防ぎ、環境への負荷を低減させる責務を有しています。

地方経済が厳しい状況にあって、中小企業をはじめとした経営環境は厳しい状況ではありませんが、事業者においては、社会的責任や事業活動の持続可能性といった観点から環境配慮型の経営を進めていかなければなりません。特に、省エネルギーや再生可能エネルギーの推進は、重要な取り組みです。

また、多くの事業所においては、市などが主催する環境美化行動に参加するなど、既に地域と密着した取り組みが見られます。今後は、業界団体の活動として、住民や行政と連携した環境学習や環境保全活動についての、より一層の取り組みが期待されます。

【実践すべき取り組み】

- ① 地域の環境保全活動や、環境学習の場に積極的に参加する。また、環境研修への参加などにより職場内でのリーダーの育成を図る。
- ② 環境に配慮した商品の開発・販売、サービスの提供などを積極的に進める。
- ③ 地産地消や環境に配慮した商品の購入を推進する。
- ④ ごみ減量化のため、マイバッグ運動（レジ袋廃止）、簡易包装運動に協力する。また、店頭での資源回収に取り組む。
- ⑤ 工場・事業所からの廃棄物の削減、リサイクルに取り組む。
- ⑥ 廃棄物処理法に沿って、産業廃棄物・一般廃棄物それぞれを適正に処理する。
- ⑦ 省エネルギーに取り組むとともに、再生可能エネルギーの普及に努める。
- ⑧ 車両の適正管理を行うとともに、アイドリングストップなどエコドライブに努める。
- ⑨ 建築工事の際は、省エネルギー型の設計に配慮する。
- ⑩ 大気汚染・騒音・振動悪臭防止に関する法令を遵守する。

3 行政の取り組み

行政は、様々な施策を展開する主体です。長期的・総合的な視野に立って本市が目指す環境像を実現していかなければなりません。そのためには、行政が率先して環境に対する取り組みを進めていくと同時に、市民・事業者に対し、環境に関する情報の提供や・普及啓発を行い、学習や保全活動の動機付けとなる施策を展開していくことが必要です。

第5章に掲げる施策や事業を着実に実施するものとします。

第7章 計画の推進

1 組織体制

1) 推進体制

(1) 大田市の体制

- ① この計画を総合的、効果的に推進するため、庁内に「大田市環境保全施策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。
- ② 「推進会議」は、各課の取り組みの推進を図るとともに、この計画の着実な実施に向けて全体の調整を図るものとする。
- ③ 「推進会議」は、庁内の横断的な課題については、必要に応じ、「ワーキンググループ」を設置し、その解決を図るものとする。

(2) 財政上の措置

- ① 施策実施に必要な財源は、各所管で予算措置をする。
- ② 必要に応じて基金の創設を検討する。

2 進行管理

1) 公表

市長は、この計画の実施状況について年次報告書を作成し、公表するものとする。

2) 報告と評価

市長は、年次報告書を「大田市環境審議会」に報告し、評価を受けるものとする。

3) 行動

市長は、未達成の評価を受けた施策の実施について「推進会議」に必要な指示を行うものとする。

資 料 編

環境審議会開催状況・委員名簿

大田市環境審議会条例

用語説明

気象の状況（気温、降水量、日照時間）

大気の状況

海水浴場、河川の水質検査結果

都市公園一覧

文化財一覧

資 料 編

大 田 市 環 境 審 議 会 開 催 状 況

開 催 日	事 項 等	備 考
平成25年11月7日(木)	第1回審議会	諮問
平成26年1月9日(木)	第2回審議会	
平成26年2月28日(金)	第3回審議会	答申

環 境 審 議 会 委 員 名 簿

(50音順)

氏 名	選 出 区 分 ・ 役 職
板 倉 宏 文	財団法人しまね自然と環境財団 常務理事
伊 藤 勝 久	島根大学生物資源科学部教授
伊 藤 宏	大田の自然を守る会会長
上 野 正	大田市自治会連合会 事務局長
皆 田 修 司	大田市森林組合 代表理事組合長
景 山 明 彦	島根県県央保健所 環境衛生部長
河 原 節 子	住民代表
菅 本 至 洋	大田市校長会 (志学小校長)
巢 山 弘 介	島根大学生物資源科学部准教授
西 山 眞 治	大田商工会議所 専務理事
福 田 佳 代 子	市議会議員
三 谷 昌 子	大田市婦人団体連絡協議会
山 崎 辰 次	石見銀山農業協同組合 代表理事常務
弓 場 広 明	住民代表
吉 原 幸 則	大田地域JFしまね地区連絡会

大田市環境審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 130 号

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、大田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する基本的事項について調査、審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

用語説明

ア行

・アイドリングストップ

必要以上の暖気運転の中止、運転手が車から離れる場合等停車中のアイドリングについても、地球環境に与える負荷を考慮し、できるだけ自粛する運動。

・育苗放流

人為的な施設で稚魚を育成し海へ放流すること。

・一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

・エコショップ

環境にやさしい商品の販売や簡易包装、リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗のことをいいます。島根県では、「しまねエコショップ認定制度」を設け、上記の活動に取り組む店舗をエコショップとして認定しています。

・エコドライブ

不必要なアイドリングを止める、急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料消費の少ない運転に心がけることや、燃費の良い自動車の選択、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス削減に役立つ運転のこと。

・LED照明

発光ダイオードという半導体を使用した照明器具のこと。長寿命のうえ消費電力が少ない。

・大田市下水道基本構想

本市における汚水処理の方針を明らかにする計画。公共下水道や農業集落排水施設等の汚水処理施設の整備及び合併処理浄化槽による市全域の下水道普及の目標となるもの。

《公共下水道》

市街地に降った雨水を速やかに河川などに排除し、また家庭や工場、事業所から排水される汚水を集め、終末処理場で処理し河川などに放流するもの。

《農業集落排水施設》

農業集落において農業用排水の水質保全等を目的として汚水処理をする施設。概ね1,000人以下の規模で実施される、農村下水道施設。

《合併処理浄化槽》

生活排水、し尿を沈殿分解、あるいは微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理、消毒し、放流する施設。

・大田市自然環境保全条例、環境保全地域

大田市の良好な自然環境の保全に関し、基本となる事項を定めた条例。この条例により、指定された区域が環境保全地域。

・大田市総合計画

本市における今後の進むべき方向と具体的な行政施策を明らかにする計画。地方自治法に基づく法定計画で、本市における地域づくりや行政施策の指針となる最も重要な計画。

・汚水処理人口普及率

公共下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラント（住宅団地等の小規模汚水処理施設）を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した数値で、汚水処理施設の普及状況の指標となります。

・温室効果ガス

大気中に放出されたガスで、地表面から宇宙空間に放出される熱の一部を吸収し、地球の平均気温を上昇させています。地球の平均気温の上昇により海面の上昇・伝染病などが危惧されています。（地球温暖化参照）

温室効果ガスの種類：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄 以上6種類

カ行

・環境家計簿

環境に負荷を与える行動を記録する帳簿。家庭から排出される廃棄物の量・家庭で使用されるエネルギーの量を記録、一定期間の集計を行い、日常生活を環境に配慮した行動へと改善していくために使用します。

・環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準のこと。

・京都議定書

1997年12月京都で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締約国会議（COP3）において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標を決定させるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意されました。

・グリーンカーテン

アサガオやゴーヤなどのつる性の植物で建物の窓や壁をおおい、強い夏の日差しをさえぎったり、植物の蒸散作用により温度を下げるなどの効果がある「地球に優しい自然のカーテン」で、緑のカーテンともいいます。

・グリーン購入

商品を購入する際、価格・機能・品質等だけではなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響の少ない商品を優先的に購入すること。（グリーン購入法）

・グリーンツーリズム

農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅のこと。

- ・光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線（紫外線）によって光化学変化を起して作られるオゾン等の酸化性物質。光化学スモッグの主な原因とされています。

- ・ごみ堆肥化装置

家庭から出る生ごみを堆肥化する容器・機械（コンポスト等）。大田市では購入に対し補助金を交付しています。

サ行

- ・最終処分場

廃棄物を資源化・処理等を行った後、埋め立て処理を行う場所。

- ・再生可能エネルギー

地球温暖化への対策等を目的として太陽光、風力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力により補充される資源を、発電、燃料等のエネルギーに用いること。

対義語は枯渇性エネルギーで、化石燃料（石炭、石油、天然ガス等）やウラン等の地下資源を利用するもの。

- ・里山

平坦地に広がる田畑や集落の背後の裏山や丘陵をさす呼び名。クヌギ・コナラなどの雑木林や松林で、ここでは自然と人間が共生することで、半自然的な生態系が成り立っている。ここ数年、里山の価値が見直されている。

- ・産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、燃えがら・汚泥・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチックなど「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類の廃棄物のこと。

- ・自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、農林水産業などの社会経済活動を自然の循環に沿う形のものとし、また、様々な自然とのふれあいの場を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって受けることのできる社会。

- ・社会科副読本

子どもたちの環境教育に使用するために市が作成した冊子。小学4年生を中心に使用しています。

- ・循環型社会

①廃棄物の発生抑制、②循環資源（廃棄物等の有用性に着目して資源として捉えなおした概念）の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる社会のこと。

- ・新エネルギー

石油代替エネルギーの導入を図るために必要なエネルギーのこと。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマスエネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、燃料電池などがあります。

- ・ **水源涵養（かんよう）能力**

森林が有している機能で、樹木、落ち葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図る力のこと。また、農林業のうち、特に水田が有する保水・防災機能のこと。

- ・ **3R（スリーアール）**

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。ごみの削減、循環型社会を目指す方法。

- ・ **生活排水**

調理・洗濯・入浴など人間の日常生活に伴い公共用水域に排出されるもの。湖沼・内海・湾など閉鎖性水域の汚染の原因となっています。

- ・ **生物多様性**

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性と遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念のこと。

- ・ **生物多様性国家戦略2010**

生物多様性基本法に基づき平成22年3月16日閣議決定された初めての生物多様性国家戦略のこと。生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画。

- ・ **生物多様性条約第10回締約会議（COP10）**

2010年10月愛知県名古屋市にて開催され、179の締約国、関連国際機関等が参加しました。この会議においては、特に遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する『名古屋議定書』と、2011年以降の新戦略計画『愛知目標』が採択されました。

タ行

- ・ **地球温暖化**

温室効果ガスにより、地球の平均気温が上昇すること。

- ・ **低炭素社会**

地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない社会。

- ・ **田園環境整備マスタープラン**

地域の合意のもと、市町村が作成する農村地域の環境保全に関する基本計画で、環境保全の基本方針や整備計画等を定めるもの。対象地域を「環境創造区域」と「環境配慮区域」に区分します。

- ・ **都市公園**

都市公園法第2条に規定する公園施設のこと。市内には7ヶ所整備されています。

ナ行

- ・ **CO₂（二酸化炭素）**

炭素化合物の燃焼により生成する無色無臭の気体で、赤外線を吸収する温室効果ガスの種類。

・熱回収

廃棄物の焼却等を行う際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。サーマルリサイクルともいいます。油化、ガス化の他、焼却熱利用、廃棄物発電など。

ハ 行

・バイオマスエネルギー

生物体を構成する有機物（木材、おがくず、ふん等）を利用するエネルギーで、化石燃料とは異なり再生可能なエネルギーのこと。

・パークアンドライド方式

観光地などの交通渋滞緩和、排気ガスによる大気汚染の軽減のため、自宅から自家用車で駅またはバス停まで行き、そこに設けられた駐車場に車を停車した後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステムのこと。

・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子の内大きさが2.5マイクロメートル（ μm ）（ $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下の非常に小さな粒子のこと。発生源としては、ボイラーなどのばい煙や自動車などのほか、土壌、火山など自然起源のもの、また大陸からの汚染物質の流入によるものもあります。

非常に小さい粒子のため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系、循環器系への影響が心配されています。

・フィールドミュージアム

自然そのものを学習、体験、レクリエーションの場として活用される自然型博物館。「三瓶自然館」には、フィールドセンター、野鳥鳥獣観察舎、自然観察入門広場、自然観察路、自転車路、登山路が整備されています。

・複層林

原則として自然林において、林を構成する木材を部分的に伐採し、その跡地に植樹等をして、複数の樹冠層を持つように作られた林のこと。伐採が部分的に行なわれることから、落葉層が絶えず地表を覆うため、保水力が大きく、公益的機能の維持向上や災害に強い。

・プラグインハイブリッド自動車

家庭用電源からプラグを利用して直接電力を供給し充電できるもので、従来のハイブリッド自動車に比べ電池を多く搭載しているため電気のみでより長距離を走行できる。ガソリンエンジンの長距離航続性能を残しながら電気自動車により近いタイプのハイブリッド自動車である。

・ベロタクシー

1997年にドイツで開発された人と環境に優しい高性能な自転車タクシー。人力で一人又は二人の乗客を乗せて走ります。

マ 行

・マイバッグ

買物袋を持参して、買い物した商品を入れて持ち帰ること。ビニール袋、レジ袋の減量化に

につながります。

ラ 行

・ライトダウンキャンペーン

地球温暖化防止を目的とし、毎年6月の夏至の日と7月7日（クールアース・デー）の両日の夜8時から10時までの2時間を、特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の「ライトダウン」を呼びかける運動。

・ラムサール条約湿地

ラムサール条約は1971年2月2日にイランのラムサールという都市で採択された、湿地に関する条約です。

ラムサール条約湿地とは、この条約における国際的な基準に従って指定された「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のことで、特に水鳥の生息地として国際的に重要とされています。

気象の状況（気温、降水量、日照時間）

年次	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)		日照時間 h / 年
	平 均	最高極	最低極	年間量	日最大	
H 1 7	15.2	35.0	-4.5	1,378.0	137.0	1,644.5
H 1 8	15.3	35.9	-2.6	1,876.0	173.0	1,578.0
H 1 9	15.9	36.2	-1.0	1,671.0	74.0	1,721.8
H 2 0	15.3	35.8	-1.5	1,545.9	48.5	1,657.8
H 2 1	15.9	33.3	-1.8	1,905.5	173.5	1,605.7
H 2 2	15.4	37.5	-2.3	1,671.0	57.0	1,706.6
H 2 3	15.0	35.2	-3.9	1,858.0	157.5	1,642.9
H 2 4	14.9	37.4	-3.3	1,434.0	90.0	1,698.4

資料：気象庁

大気の状態

資料: 島根県環境政策課

浮遊粒子状物質 (SPM) と光化学オキシダント (Ox) の測定結果 (測定地点: 大田市大田町)

年度	SPM (mg/m ³)	Ox (ppm)	SPM (mg/m ³)	Ox (ppm)
	年平均値		1時間値の最高値 (Oxは昼間の最高値)	
H17	0.024	0.037	0.175	0.088
H18	0.022	0.032	0.409	0.088
H19	0.020	0.036	0.222	0.114
H20	0.019	0.034	0.118	0.107
H21	0.019	0.037	0.698	0.110
H22	0.018	0.038	0.258	0.105
H23	0.018	0.035	0.175	0.109

※SPMの環境基準: 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、1時間値0.20mg/m³以下であること。

※Oxの環境基準: 1時間値が0.06ppm以下であること。

島根県内のPM2.5 (微小粒子状物質) の測定結果 (H21~H23年度)

(測定地点: 松江市)

年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数と その割合	
					日	%
	日	時間	μg/m ³	μg/m ³	日	%
H21	306	7409	14.8	40.7	16	5.2
H22	354	8528	16.2	38.7	13	3.7
H23	364	8734	13.2	29.2	2	0.5

※短期的評価方法: 年平均値が15μg/m³以下であれば環境基準達成

※長期的評価方法: 日平均値の年間98パーセントイル値が35μg/m³以下であれば環境基準達成

用語説明

・光化学オキシダント (Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線 (紫外線) によって化学反応を起こして作られるオゾン層等の酸化系物質。光化学スモッグの主な原因とされている。

・浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が10ミクロン以下のものをいう。SPMは微小のため大気中に長時間滞留し、肺や器官などに沈着して高濃度で呼吸系に悪影響を及ぼす。

・微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子の内、大きさが2.5マイクロメートル (μm) (1μm=0.001mm) 以下の非常に小さな粒子のものをいう。発生源としては、ボイラーなどのばい煙や自動車などのほか、土壌、火山など自然起源のも、また大陸からの汚染物質の流入によるものがある。非常に小さい粒子のため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系、循環器系への影響が心配されている。

海水浴場遊泳期間前の水質検査結果

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
波 根	AA	A	AA	AA	A	A	AA	AA	AA
久 手	AA	AA	AA	AA	A	A	AA	AA	AA
鳥 井	AA	A	AA	AA	AA	A	A	AA	AA
櫛 島	AA								
福 光	AA	A	A	A	A	AA	AA	A	A
琴ヶ浜	AA	AA	AA	AA	A	AA	AA		

資料：島根県環境政策課

海水浴場判定基準

区 分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界) 2個/100m ³ 以下	油膜は認められないこと。	2mg/l以下	全透 1m以上
	水質A	100個/100m ³ 以下			
可	水質B	400個/100m ³ 以下	常時、油膜は認められないこと。	5mg/l以下	1m未満 ~50cm 以上
	水質C	1,000個/100m ³ 以下		8mg/l以下	
不 適		1,000個/100m ³ 以上	常時、油膜が認められる。	8mg/l以上	50cm未満

用語説明

・COD

化学的酸素要求量。湖沼や河川や海域における水中の有機物による汚濁の程度を示す代表的な指数。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。

河川の水質検査(BOD)結果

(単位:mg/L)

河川名 (採水場所)	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	備考
静間川 (静間町 正原橋)	0.9	0.9	0.8	0.6	0.8	1.0	0.8	1.2	—	基準値： 2mg/L
静間川水系 銀山川 (久利町 銀水橋)	1.2	0.7	0.7	0.6	1.2	0.5 未満	0.7	0.6	0.8	
静間川水系 三瓶川 (大田町 日の出橋)	1.4	0.6	1.1	0.9	1.7	1.3	1.1	0.5 未満	0.7	
潮川 (仁摩町 下流)	4.6	0.5 未満	0.7	0.9	0.7	1.2	0.8	0.5 未満	0.9	
福光川 (温泉津町 河口)	3.1	0.5 未満	0.7	1.3	0.5	1.1	0.8	0.5 未満	0.9	

※静間川(正原橋)は75%水質値(資料:島根県環境政策課)、他の河川は年1回の測定値(資料:環境衛生課)である。

※静間川(本流)は、水域類型のA類型に指定されており、環境基準(BOD 2mg/L)を達成している。

用語説明

・BOD

生物化学的酸素要求量。河川の汚染の度合いを示す指標で、水中の有機物等の汚染源となる物質を微生物により無機化されるときに消費される酸素量をmg/Lで表したものである。数値が大きいほど汚染が進んでいることを示す。

・環境基準

河川における「生活環境の保全に関する環境基準」は、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(S S)、溶存酸素量(DO)、大腸菌群数の5項目について定められている。

一般的に、環境基準の達成状況は、河川はBOD、湖沼・海域はCODの測定結果にもとづき評価される。

・75%水質値

公共用水域の水質を表す方法として一般的に年平均値が用いられているが、BODなど生活環境項目の環境基準に対する適合性の判断方法として、通常の状態(低水流量以上の状態)の最高値に相当する水質である75%水質値が用いられている。これは年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示すもので、年間の日間平均値の全データを値の小さいものから並べ、 $0.75 \times n$ 番目(nはデータ数)の値を75%水質値とする。

都市公園一覧表

平成 25 年 9 月 1 日現在

公園種類	公園名	場所	開設面積	施設概要
街区	山崎公園	大田町	0.49	遊具(スベリ台・シーソー)、東屋
〃	長久公園	長久町	0.24	遊具(ブランコ・すべり台・シーソー)、トイレ
〃	宮崎公園	大田町	0.44	遊具(複合遊具・スプリング・シーソー)、多目的広場、トイレ、東屋、駐車場
〃	鳴滝公園	大田町	0.53	遊具(複合遊具・スプリング・ブランコ)、芝生広場、トイレ、東屋
〃	駅前公園	大田町	0.12	多目的テラス・遊具・ベンチ・水飲み場
〃	駅北公園	大田町	0.15	東屋・広場・駐車場
〃	温泉津児童公園	温泉津町	0.30	遊具(ブランコ・すべり台)、多目的広場、トイレ、駐車場
地区	仁摩健康公園	仁摩町	7.80	遊具(複合遊具・ローラーすべり台・シーソー・スプリング)、多目的広場、芝生広場、テニスコート、トイレ、休憩所、駐車場
総合	大田市民公園	大田町	8.50	複合遊具、テニスコート、市民プール、総合体育館、多目的広場、野外ホール、市民球場、展望台、弓道場、駐車場 代官山動物園(ブランコ・すべり台・ジャングルジム・スプリング)
〃	櫛島公園	温泉津町	2.74	キャンプ場、休憩所
歴史	石見銀山公園	大森町	36.92	東屋、遊歩道、トイレ、駐車場、園路、休憩所

資料：都市計画課

指定文化財一覧表（天然記念物のみ抜粋）

平成 25 年 12 月 20 日現在

指定	指定年月日	名 称	所在地	備 考
国	昭 11. 9. 3	波根西の珪化木	久手町	ブナの木と推定
国	昭 34. 7. 4	松代鉦山の霰石産地	久利町	珠状で埋蔵
国	昭 44. 11. 29	三瓶山自然林	三瓶町・山口町	面積 123. 23 ヘクタール
国	平 16. 2. 27	三瓶小豆原埋没林	三瓶町	縄文時代後期の三瓶山の噴火により埋没したスギを主体とした巨木林
県	昭 43. 6. 7	姫逃池のカキツバタ群落	三瓶町	
県	昭 43. 6. 7	本宮神社の大杉	三瓶町	樹齢約 800 年、根回り約 13m、樹高約 43m(S 44 当時)
県	昭 56. 10. 30	日本海岸におけるハマナス自生西限地	静間町	一部解除
県	昭 45. 10. 27	仁万の珪化木	仁摩町	田尻海岸
県	昭 52. 5. 4	沖蛇島のウミネコ繁殖地	温泉津町	
県	平 19. 5. 7	鬼村の鬼岩	大屋町	1 所
市	昭 46. 3. 20	定め松	三瓶町	江戸初期植樹、(現存は 1 株)
市	昭 48. 6. 22	石清水八幡宮の大杉群	大代町	天文 3 年(1534)創建記念樹
市	平 4. 12. 16	静之窟	静間町	
市	平 5. 3. 17	大賀二千年ハス	大田町	
市	平 5. 3. 17	高原の椎木	富山町	
市	昭 39. 12. 10	龍岩ののうぜんかずら	仁摩町	
市	平 4. 5. 11	大元神社のカツラ	温泉津町	
市	平 4. 5. 11	高野寺のアカガシ林	温泉津町	
市	平 4. 5. 11	沖泊のハマビワ群落	温泉津町	
市	平 4. 5. 11	井戸家のキャラボク	温泉津町	

資料：生涯学習課



未来のおおだ想像図